

登録教習機関の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	Atos株式会社
登録教習機関の住所	埼玉県加須市琴寄115番地2
代表者の職氏名	代表取締役 渡邊 直也
事務所の名称	Atos Village 技能講習センター
事務所の所在地	福島県白河市白坂松ヶ苗130番地
行うことができる技能講習	不整地運搬車運転技能講習
登録年月日	令和8年3月9日
登録番号	第283号

令和8年3月9日

福島労働局長
(公印省略)